

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

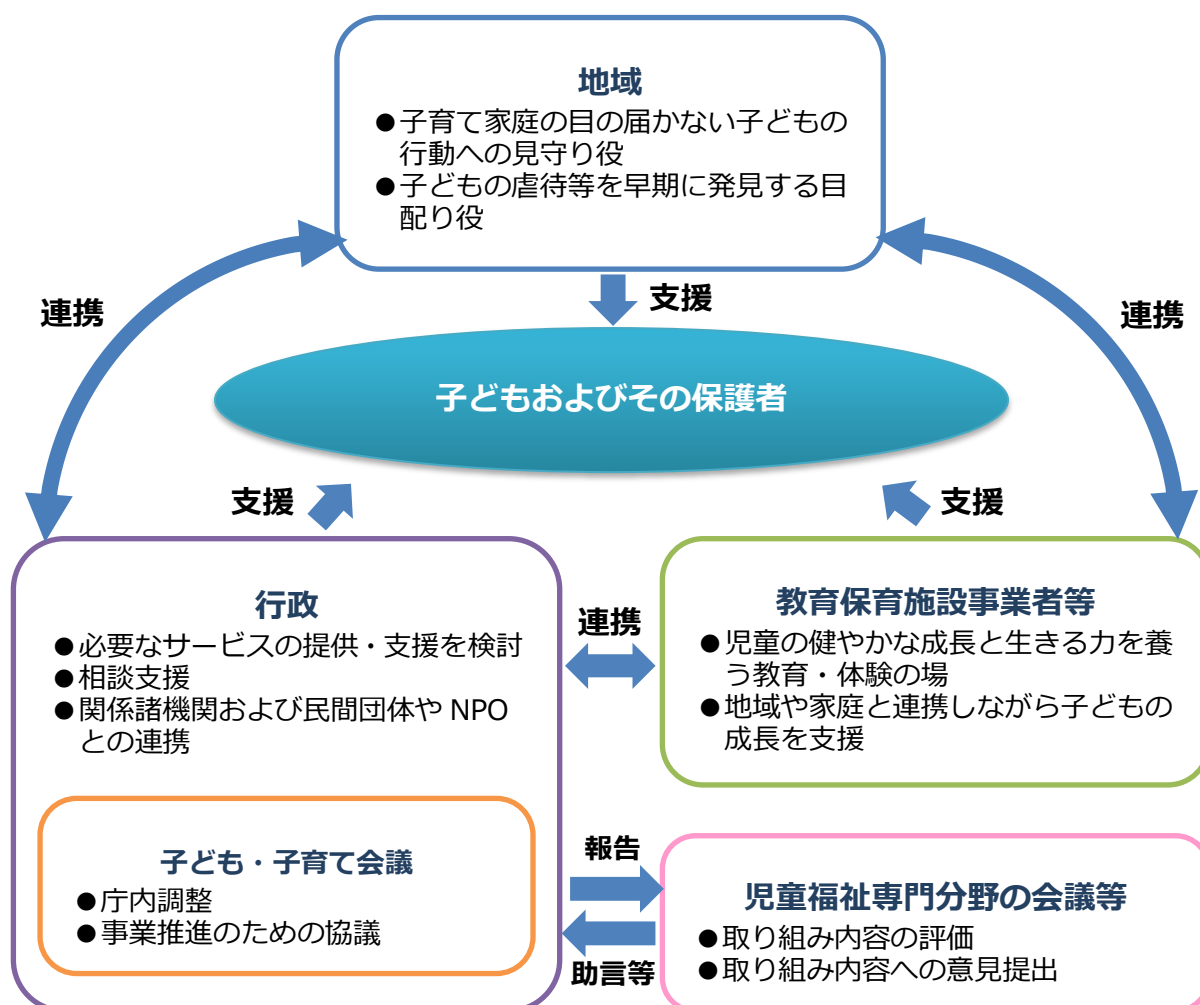
村上市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ、保健・医療・雇用・生活環境など幅広い分野にわたるものです。

住民、地域、関係団体等との協働体制の中で、連携と協力を図りながら一体となって取り組みを広げていきます。

幼稚園や病児・病後児保育の市外事業の利用など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合、また、障がいのある子どもや要保護児童への対応など、専門的な支援を必要とする場合などについては、周辺市町村や県との連携・調整を図り、より充実した取り組みを推進します。

■村上市子ども・子育て支援事業計画の推進体制

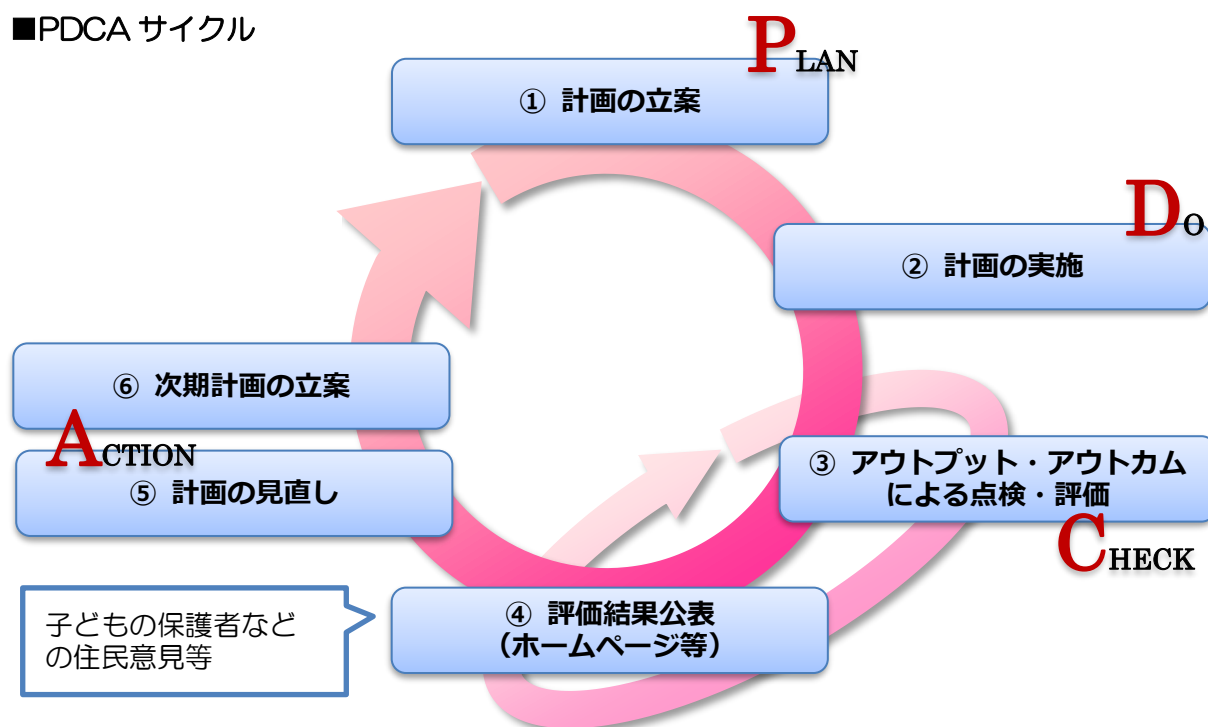


2 計画の進行管理と評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）および計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表および施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■PDCA サイクル



子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。